

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、第6期介護保険事業計画、27～29年度の保険料等について掲載しています。また、平成27年度の予算についてお知らせします。
なお、4月からの制度改正のポイントを、中綴じしています。

■ 地域のデータ (H27.2.28現在)

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
124,764人	48,094戸	30,105人	24.13%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・みやき町・基山町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.22
2015.4



1. 第6期介護保険事業計画の策定について

本組合では、第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度までの3年間）について、介護保険事業計画策定委員会と日常生活圏域部会の設置を行い、策定委員会5回と日常生活圏域部会2回を開催し、次の事項について検討～協議～決定してきました。

2025年を見据えた長期的な計画

高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは十分ではないため、第6期介護保険事業計画策定にあたり、国は団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える平成37年（2025年）を見据えた、医療と介護の連携や新しい地域支援事業・総合事業の実施などを含めた「地域包括ケア計画」として位置付けるとしています。この考えに基づき、サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に相互連携し、高齢者の自立した生活を支えていくことが求められているところです。

こうした背景をもとに、介護保険法の規定に沿って、介護サービスの供給量、介護保険料の設定並びに高齢者施策の推進など、鳥栖地区広域市町村圏組合圏域（以下「本圏域」という。）における介護保険事業の運営の基本的な考え方について、平成27年度から平成29年度までの3年間で第6期介護保険事業計画として策定しました。

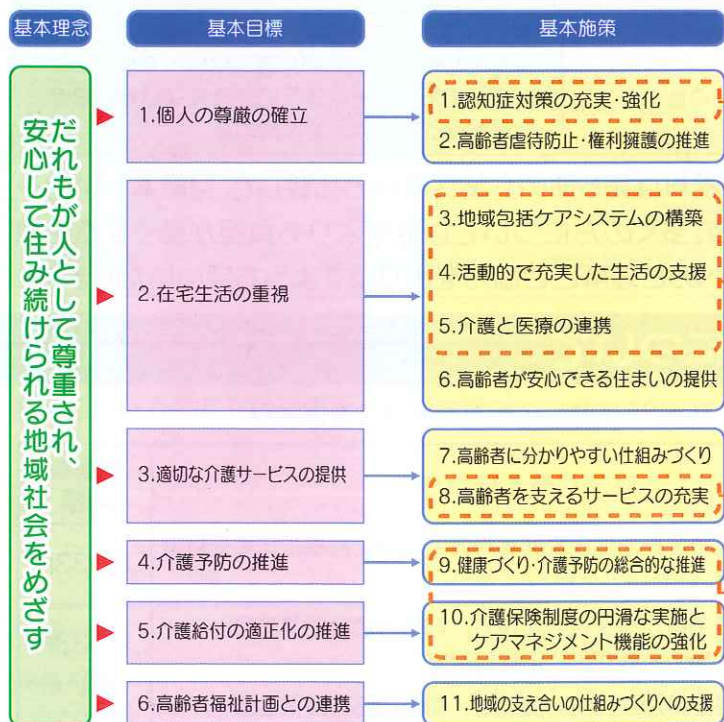
【第6期介護保険事業計画の位置づけ】

平成(年度)														
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
第5期 介護保険事業計画														
			長期的視点(平成37年を見据え)											
		見直し	第6期 介護保険事業計画											
				見直し	第7期 介護保険事業計画									
							見直し	第8期 介護保険事業計画						
											見直し	第9期 介護保険事業計画		

第6期介護保険事業における基本理念、基本目標及び基本施策について

平成18年度、平成21年度にそれぞれ策定した第3期及び第4期介護保険事業計画では、第2期介護保険事業計画の基本理念であった「個人の尊厳の確立」、「在宅生活の重視」、「適切な介護サービスの提供」及び「老人保健福祉計画との連携」に、平成18年度の制度改正で新たに導入された、「介護予防の推進」と「介護給付の適正化の推進」の二つを追加し、6つの基本理念に基づき、介護保険事業を展開してきました。

また、平成24年度からの第5期介護保険事業計画においては、平成27(2015)年の将来像を踏まえた9年間(平成18年度から平成26年度まで)のまとめの期間として、全体を統括する基本理念を「だれもが人として尊重され、安心して住み続けられる地域社会をめざす」と



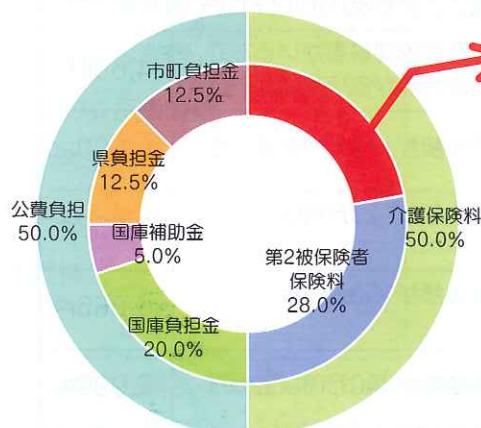
しつつ、これまで基本理念として位置づけていた6項目については、基本目標として位置付けることとしました。

平成27年度から始まる第6期の本計画においては、第5期の基本理念、基本目標を継承しつつ、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度(2025年)までに、地域包括ケアシステムの構築ができることをめざし、さらなる事業の推進をめざします。

重点事業

介護保険の財源

介護保険事業の財源内訳(第6期)



第1号被保険者保険料(65歳以上の方)・・・負担割合22.0%

介護保険の財源は、法令の定めにより介護給付費の50%は40歳以上の被保険者が負担することとなっています

このうち65歳以上の第1号被保険者が負担すべき割合は、平成26年度までは21.0%でしたが、高齢化の進展により平成27年度から22.0%に改定されました



2. 第6期計画期間の介護保険料について

本事業計画により、平成27～29年度に皆さまから負担していただく介護保険料についても決定しております。第6期介護保険料は、介護給付費総額の22%を第1号被保険者数で割ることで基準額を算出し、その基準額に所得段階に応じて設定される保険料率を掛けることで個別の保険料が決定されます。保険料基準額の算出にあたっては、今後3年間に想定される保険料上昇要因と抑制要因等も踏まえて算定しています。

保険料上昇要因	保険料抑制要因
・要介護（要支援）認定者数の増加及び新サービス提供に伴う給付費の増加 ・施設・居住系サービスの整備に伴う給付費の増加	・平成26年度末までに保険料により積み立てた基金等を取り崩して、第6期介護保険料へ充当 ・介護予防事業実施に伴う認定者数・給付費の抑制 ・介護報酬改定に伴う給付費の減

算定の結果、第6期の介護保険料は第5期の介護保険料と比較して、月額▲144円～1,270円の改定となっています。多くの方については従来よりも負担が重くなる結果となりましたが、介護保険制度へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

第6期介護保険料について

第5期（平成24～26年度）の所得段階別介護保険料

所得段階	保険料率	対象となる方	保険料月額
第1段階	0.50	●本人及び世帯全員が住民税非課税者である高齢福祉年金受給者 ●生活保護者	2,333円
第2段階	0.50	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2,333円
特例 第3段階	0.65	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	3,033円
第3段階	0.75	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	3,500円
特例 第4段階	0.90	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	4,200円
第4段階 (基準額)	1.00	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	4,666円
第5段階	1.20	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	5,600円
第6段階	1.25	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	5,833円
第7段階	1.30	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	6,066円
第8段階	1.50	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	6,999円

国の
所得
に沿
9段
設定

第6期介護保険料所得段階の主な変更点

第6期介護保険料の算定にあたり、保険料所得段階についても見直しを行いました。

(1) 所得水準に応じた所得段階の設定(国の標準所得段階の採用)

「所得水準に応じたきめ細やかな保険料の設定を行う」という観点から見直しされた国の標準所得段階に沿って、第6期保険料所得段階を下表の9段階に設定します。

①第5期の第1段階と第2段階を統合し、第1段階に設定

②住民税課税層に対する基準所得金額および保険料率の変更(第6段階～第9段階)

③第2段階の保険料率については、急激な保険料負担の増加を軽減するための緩和措置として、国の標準0.75に対して0.70に設定

(2) 公費負担による低所得者の保険料負担の軽減

法律の規定に基づき、公費(国、県、市町)投入による低所得者を対象とした保険料の負担を軽減します。平成27年度より第1段階の保険料率を0.50→0.45に軽減します。なお、消費税の10%への増税後には、第1段階を0.45→0.30、第2段階を0.70→0.45、第3段階を0.75→0.70にそれぞれ保険料率の軽減を実施する予定です。

第6期(平成27～29年度)の所得段階別介護保険料

所得段階	保険料率	対象となる方	保険料月額	増減率	増減
第1段階	0.45	同左(第5期の第1段階・第2段階の対象者)	2,189円	▲6.2%	▲144円
第2段階	0.70	同左(第5期の特例第3段階の対象者)	3,405円	12.3%	372円
第3段階	0.75	同左(変更なし)	3,648円	4.2%	148円
第4段階	0.90	同左(第5期の特例第4段階の対象者)	4,378円	4.2%	178円
第5段階 (基準額)	1.00	同左(第5期の第4段階の対象者)	4,864円	4.2%	198円
第6段階	1.20	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満の方	5,837円	4.2%	237円
第7段階	1.30	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上190万円未満の方	6,324円	8.4% (12.9%) ※	491円 (724円) ※
第8段階	1.50	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190万円以上290万円未満の方	7,296円	4.2% (20.3%) ※	297円 (1,230円) ※
第9段階	1.70	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290万円以上の方	8,269円	18.1%	1,270円

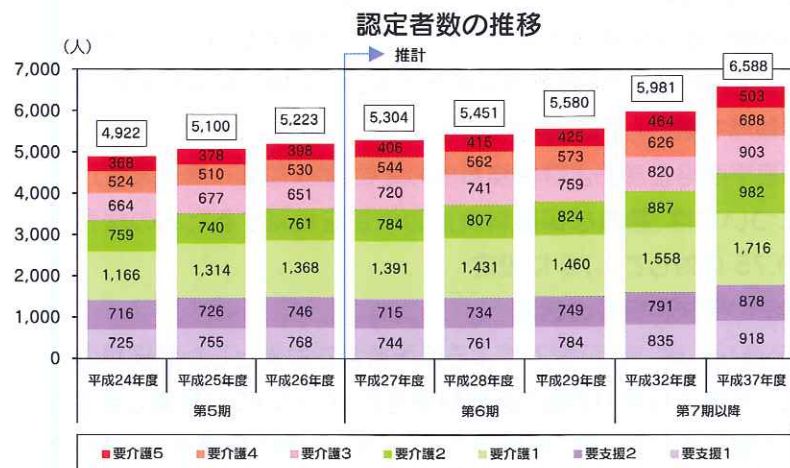
※の()内の数値は基準所得金額の見直しにより所得段階区分が変更となる場合の増減率および増減額



標準
段階
って
階に

介護保険事業に係る推計等について

介護保険料の算定に必要な要介護(要支援)認定者数・介護給付費総額は、次のように見込みました。



- 高齢者人口の増加に伴い認定者数も増加するものと見込みました。
- 団塊の世代にあたる方の75歳に到達する2025年(平成37年)には、認定者数が大幅に増加します。



- 平成27年度の介護報酬改定がマイナス改定だったため、平成27年度の総給付費は減少する見込みですが、その後は増加に転じ、平成37年度には88.75億円まで増加する見込みです。

地域包括支援センターの新設について

高齢者人口の増加に伴い鳥栖市の地域包括支援センターが平成27年4月1日より4か所になります。 ※若葉小学校区・弥生が丘小学校区にお住まいの方

高齢者の相談窓口が鳥栖市田代基里地区地域包括支援センターから、下記の鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター(新設)に変わります。

鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター

住 所: 鳥栖市神辺町1273-8

(コーポラティブ山津内、山津医院裏)

電話番号 0942-85-8721

Fax番号 0942-85-8723

営業日: 月曜日から土曜日 8時30分~17時30分
(但し祝日、12月29日~1月3日を除く)



地域包括支援センターでは、介護保険制度に関する相談や高齢者に関する相談はいつでも受け付けておりますので、気軽にご相談ください。



3. 平成27年度介護保険会計予算について

平成27年度は、第6期介護保険事業計画の最初の年となります。

昨年度と比べて、介護報酬改定等により9,704万8千円の減、△1.1%の伸びとなっています。

歳入

【単位：千円】

項 目	27年度予算額	26年度予算額	比 較	伸 率
1 保険料	1,788,334	1,647,899	140,435	8.5%
2 構成市・町負担金	1,268,466	1,284,806	△16,340	△1.3%
3 国・県支出金	3,001,206	3,044,035	△42,829	△1.4%
4 支払基金交付金 ※1	2,226,196	2,330,981	△104,785	△4.5%
5 基金からの繰入金 ※2	64,920	138,449	△73,529	△53.1%
6 その他	14	14	0	0%
歳入合計	8,349,136	8,446,184	△97,048	△1.1%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第6期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れたものです。

歳出

【単位：千円】

項 目		27年度予算額	26年度予算額	比 較	伸 率
1.総務費		188,635	195,927	△7,292	△3.7%
2.保険給付費		7,868,581	7,954,216	△85,635	△1.1%
内 訳	介護サービス等諸費（要介護者への給付）	6,931,826	6,932,858	△1,032	△0.01%
	介護予防サービス等諸費（要支援者への給付）	538,740	584,137	△45,397	△7.8%
	その他のサービス費 ※3	398,015	437,221	△39,206	△9.0%
3.地域支援事業費 ※4		239,916	244,037	△4,121	△1.7%
内 訳	介護予防事業費	83,328	84,678	△1,350	△1.6%
	包括的支援事業費	119,187	102,223	16,964	16.6%
	任意事業費	37,401	57,136	△19,735	△34.5%
4.その他		2,004	2,004	0	0%
5.予備費		50,000	50,000	0	0%
歳出合計		8,349,136	8,446,184	△97,048	△1.1%

※3 「特定入所者介護サービス費」「高額介護サービス等費」「高額医療合算介護サービス等費」「審査支払手数料」にかかる費用です。

※4 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営等にかかる費用です。



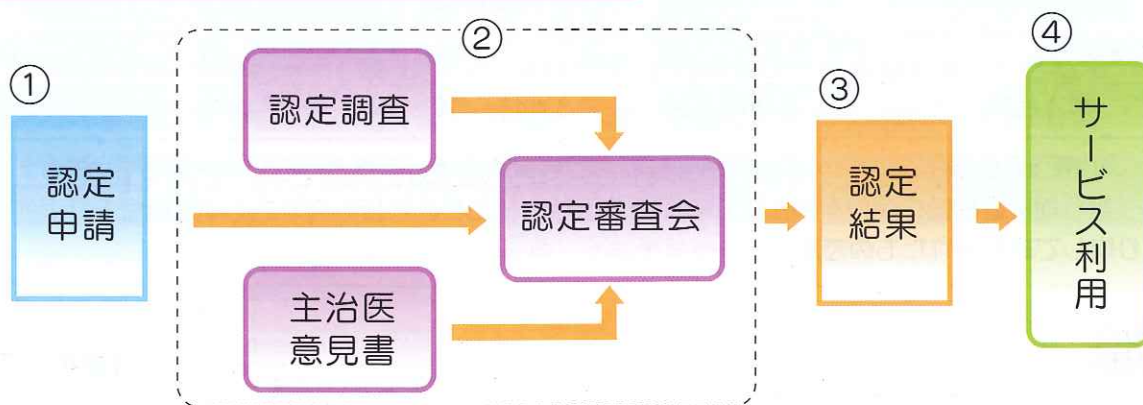
4. 介護保険の手続きについて

介護保険の申請は、サービスが必要になってからお願いします。

介護サービスを利用するためには、鳥栖地区広域市町村圏組合、又は、お住まいの各市町の介護保険担当の窓口にて「要介護（要支援）認定」の申請をして、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

* 申請から認定結果が出るまでに、認定調査、主治医意見書、認定審査会の手続きが必要のため、一定の期間がかかります。ただし、申請日に遡って有効期間が決められますので、サービス利用の希望がなければ、あらかじめ申請する必要はありません。

● 介護サービスを利用するまでの流れ



① 要介護（要支援）認定の申請をします。

② 認定調査と主治医意見書の内容を認定審査会で審査し、要介護度を判定します。

③ 認定結果をお知らせします。

④ 介護保険などのサービスが利用できます。

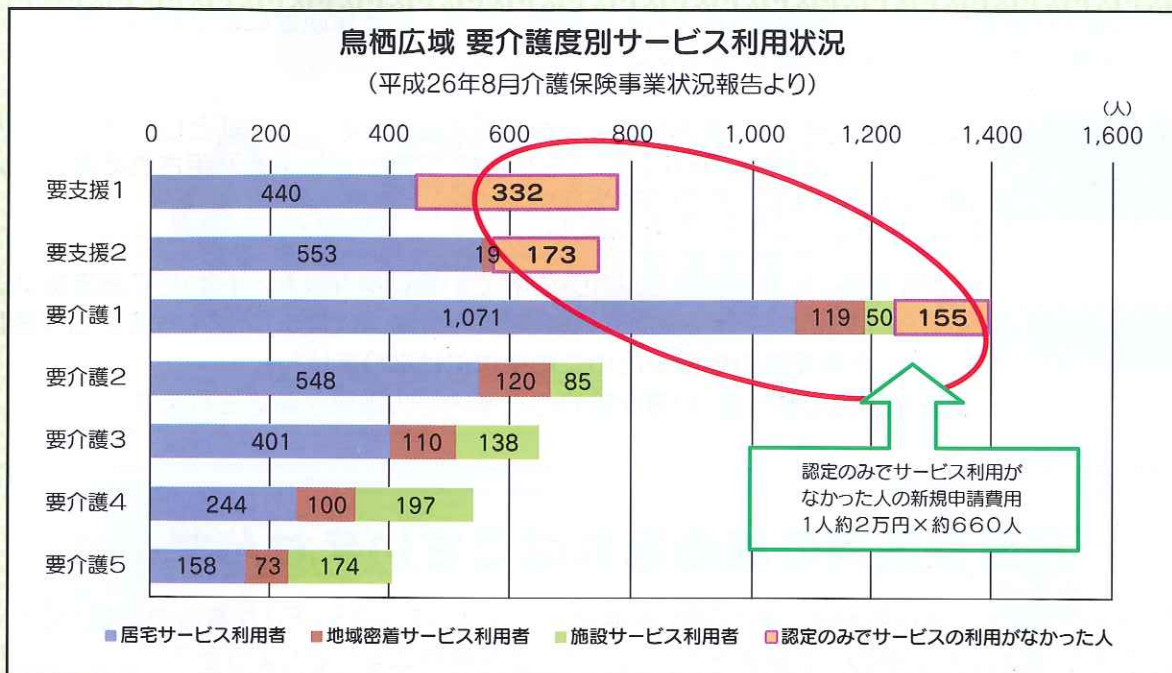
たとえサービス利用の希望がなくても、一旦申請があれば、認定結果が出るまでに、新規申請の場合1件約20,000円、更新申請の場合1件約16,000円の費用が、お住まいの市町からの負担金で賄われます。（申請者ご本人の自己負担はありません。）

今すぐサービスを利用する予定はないが、必要時にすぐ利用できるように等の理由から、『とりあえず申請』をされる方もいらっしゃいますが…

『とりあえず申請』をされると・・・

- ・申請から認定まで、本来必要のない費用が発生します。
- ・申請件数が増え、介護サービスが必要な方の要介護認定が遅くなります。
- ・実際に介護サービスを受ける際に、ご本人の状態とお持ちの要介護度に差ができ、適正なサービスが受けられなくなる可能性があります。

こちらの図をご覧ください。



この図は、平成26年6月分のサービス利用状況ですが、要支援1から要介護1までの認定者2,917人のうち、認定を受けただけでサービス利用のない方が約660人(約23%)いらっしゃいました。この方々がすべてサービスの必要がなかったとすると、新規申請から認定までに1人約2万円の費用がかかりますので、単純計算すると、2万円×660人で、計1,320万円の費用が必要なかったということになります。この費用はお住まいの市町の負担金から賄われますので、将来のために『とりあえず申請』するということは控えていただきますようお願いします。

また、『とりあえず申請』をされると申請件数が増え、介護サービスが必要な方の要介護認定が遅くなります。

さらに、実際にサービスを受ける時期が申請時期と大きく異なる場合は、ご本人の状態とお持ちの要介護度に差ができ、サービスの過剰・過少の原因ともなりますので、適正なサービスを受けるためにも、**サービスが必要になってからの申請をお願いします。**(サービスが必要になったときは、認定結果が出ていなくても申請手続きをして暫定で、サービスを利用することもできます。)

**経費節減ならびに介護認定の早期化のため、
申請はサービスが必要になってからお願いします。**

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になれますと、下記のように変わります。

被保険者証 (青色)

誕生月の上旬に、介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送にて配布されます。介護サービスを利用される場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

65歳を迎えられる前までは加入されている医療保険料と合わせてお支払いされていましたが、65歳からは個別で本組合に納めていただく方法に切り替わります(医療保険の介護分との二重納付にはなりません)。

誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。

介護保険料の納め忘れはございませんか？

平成26年度の介護保険料は、第10期(納期限：平成27年3月31日)が最後の納期分となりますが、これより以前の方で納め忘れとなっている保険料はないでしょうか？

未納の保険料がありますと、将来ご自身が介護サービスを利用される際に、利用負担金が通常より大きくなるなど給付制限が生じる場合がございます。

今一度お手元の領収書や書類等で納付状況の確認をしていただきますようお願いいたします。

※ご家族の中に高齢者がいらっしゃるご家庭へお願い

65歳以上の方で、ご家族に心配かけまいと未納の分を溜め込んでしまうケースがみられます。将来介護を利用される場合、ご家族様にとっても、介護サービス利用時の給付制限は大きな負担となることとなります。

ご家族内に65歳以上の方がいらっしゃいましたら、本人様宛の郵便物や介護保険料の納付状況を気に掛けていただけたら幸いです。

納付状況の確認、納付についての相談は、下記の介護保険料係までご連絡ください。

■お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

出前講座に関する事、その他総務全般に関する事 総務課 総務係
電 話 0942-81-4825 FAX 0942-85-2084

介護保険料に関する事 総務課 収納対策室 介護保険料係
電 話 0942-85-3637 FAX 0942-81-3316

要介護・要支援認定に関する事 介護保険課 認定係
介護保険給付に関する事 介護保険課 給付係
電 話 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316

地域支援事業(介護予防)に関する事 介護保険課 地域支援係
電 話 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316